平成２９年（フ）第１８４５号
さいたま市中央区本町東７丁目６番12号　メゾンエール103号、旧住所茨城県猿島郡境町1458番地３
債務者　金子　征子
１　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８６６号
さいたま市南区文蔵３丁目15番５号　サンハイム201、旧住所さいたま市南区文蔵５丁目30番４号　コーポ小林202
債務者　玉城　　梓（旧姓高橋）
１　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１７号
埼玉県東松山市本町１丁目２番９号
債務者　栗原　　稔
１　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第３号
千葉県香取市佐原イ1385番地５
債務者　吉田　照生（旧姓萩原）
１　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成３０年（フ）第４２号
静岡県沼津市大岡777番地の９　ジュエル・サンヴィレッジ13号棟、前住所静岡県三島市南二日町27番20号　ベルメゾン二日町弐番館408
債務者　和泉　英二
１　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第４３号
静岡県沼津市大岡777番地の９　ジュエル・サンヴィレッジ13号棟、前住所静岡県三島市南二日町27番20号　ベルメゾン二日町弐番館408
債務者　和泉志津子
１　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第３６号
愛知県安城市横山町下毛賀知36番地３　ライオンズマンション安城横山第２―402
債務者　松永　三紀
１　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第３２７号
大阪市淀川区野中北１丁目２番30号　インペリアルスイートコーニッシュ　１―Ｃ号、前住所大阪市淀川区木川東４丁目10番26号
債務者　村上　耕三
１　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５５０号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　石本　博之
１　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５８２号
大阪市北区国分寺１丁目２番31―913号
債務者　中塚　隆明
１　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６５８号
大阪市都島区中野町５丁目８番14号　桜ノ宮マンション　101号、前住所大阪市城東区成育４丁目20番19号　ビックランドファイブ城東　203
債務者　髙岡るりか
１　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６７１号
大阪府枚方市中宮本町15番32―13号
債務者　泉家　　貢
１　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６７７号
大阪府高槻市成合北の町874番地の５メゾン商起１Ｃ号
債務者　森下　尚子
１　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６９４号
大阪市都島区都島中通３丁目22番18号
債務者　髙原常守こと　髙　　常守
１　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６９５号
大阪市都島区都島中通３丁目22番18号
債務者　髙原世津子こと　肥喜里世津子
１　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７１２号
大阪市浪速区塩草３丁目11番３―702号
債務者　野村　有希
１　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部